

業務委託契約書（案）

群馬県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
とは、次のとおり委託契約を締結する。

（実施する委託業務）

第1条 甲は、次の業務の実施を乙に委託する。

（1）業務名

令和8年度指定管理鳥獣捕獲等事業（尾瀬地区・秋冬捕獲）

（2）業務の内容

別添「令和8年度指定管理鳥獣捕獲等事業（尾瀬地区・秋冬捕獲）仕様書」のとおり

（3）業務の期間

契約日から令和9年3月31日まで

（4）委託料の金額

金_____円（うち消費税及び地方消費税額金_____円）を上限とする。

（作業の履行）

第2条 乙は、仕様書に掲げた作業数量のうち、（ア）及び（イ）については、甲が認めた場合を除き、必ず実施しなければならない。

（業務完了報告及び検査）

第3条 乙は、委託業務を完了したときは、速やかに甲に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受理した日から10日以内に、委託業務の実績について検査を行い、委託料の金額を確定し、乙に対して通知しなければならない。

3 前項において確定する委託料の金額は、別紙契約金額内訳書に記載された区分A及びBについて、実績数量で再計算した額とする。ただし、区分Aの数量は、仕様書の数量を上限とする。

4 前項において確定する委託料の金額が第1条の上限額を超えるときは、甲と乙とが協議して契約金額を変更することができる。

（支払い）

第4条 乙は、前条第2項の委託料の金額の確定通知を受けたときは、委託料の支払いを甲に請求することができる。

2 甲は、前項の規定による正当な支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に乙に対して委託料を支払うものとする。

3 第1条の委託料は、その2分の1を限度として概算払いすることができる。

4 甲は、乙から前項の経費の請求があったときは、これを審査し、適当と認められる場合は、当該書類を受理した日から30日以内に乙に対して委託料を支払うものとする。

（契約変更）

第5条 甲は必要があると認めたときは、契約の内容を変更し、若しくは一時中止させることができる。この場合において、必要があると認めるときは、甲は本契約の履行期限若しくは契約金額を変更し、又は必要な費用を負担しなければならない。

（契約の解除）

第6条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この契約を解除することができる。

(1) 契約の履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に契約を履行する見込みがないとき。

(2) 契約の履行に着手すべき時期を過ぎても着手しないとき。

(3) 契約の履行について不正の行為があったとき。

(4) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したとき。

(5) 本契約に係る下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等（以下「下請契約等」という。）の相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。

(6) その他この契約書の条項に違反したとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したとき（前項第1号又は第2号に該当する場合にあっては、乙の責めに帰すべき理由がある場合に限る。）は、乙に対し違約金として契約金額の10分の1に相当する額の支払いを求めることができる。

3 甲は第1項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。

4 甲は、群馬県政府調達苦情検討委員会（以下「苦情検討委員会」という。）から契約停止の通知を受けた場合は、契約の執行を停止することができる。

5 甲は、苦情検討委員会から契約を破棄する提案があった場合は、契約を破棄することができる。

6 前2項の規定により、契約の執行を停止し、又は契約を破棄したときにおいて、乙に損害を生ずることがあっても、甲はその責めを負わないものとする。

（談合等不正行為があった場合の解除等）

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは契約を解除することができる。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う独占禁止法第7条又は第8条の2の規定に基づく排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合は、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令）又は独占禁止法第85条第1号の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(2) この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき契約金額の 10 分の 2 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 乙が第 1 項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害が前項の規定する違約金を超えなお存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。

4 前条第 3 項の規定は、第 1 項の規定による解除の場合に準用する。

（違約金等の遅延利息）

第 8 条 乙が、第 6 条第 2 項並びに前条第 2 項及び第 3 項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 3 % の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

第 9 条 乙の従事者が委託業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償する責めを負うものとする。委託業務の実施により第三者に損害を与えたときも、同様とする。

（備品管理）

第 10 条 この契約に基づき設置し、又は整備した備品の所有権は、甲及び乙においてあらかじめ協議するものとする。

2 備品の管理は、契約期間中においては乙が行うものとする。

3 備品の管理は、契約終了に伴いあらかじめ決められた管理者へ引き継ぐものとする。

（暴力団等による不当介入があった場合の届出義務）

第 11 条 乙は、甲との契約に係る業務の遂行に当たって不当要求行為（暴力団又は暴力団員からの不当な要求行為）を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

なお、下請業者又は委託業務関係者（以下「下請業者等」という。）が不当要求行為を受けた場合は、受注者に速やかに報告することを当該下請業者等に指示し、その旨について下請業者等から報告を受けた場合は、甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

（信義則）

第 12 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（疑義等の決定）

第 13 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、群馬県財務規則（平成 3 年群馬県規則第 18 号）の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

委託者 甲 群馬県前橋市大手町一丁目 1 番 1 号
 群馬県知事 山本 一太

受託者 乙